

国民年金保険料の免除制度 があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

① 免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

注）付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されることが脱退となります。



※過去2年まで遡って免除申請ができます。

平成26年4月から法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請してください。

※平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

平成28年6月まで一部免除及び失業等を理由とした特例による免除が承認となった方は、7月以降新たに申請が必要です。

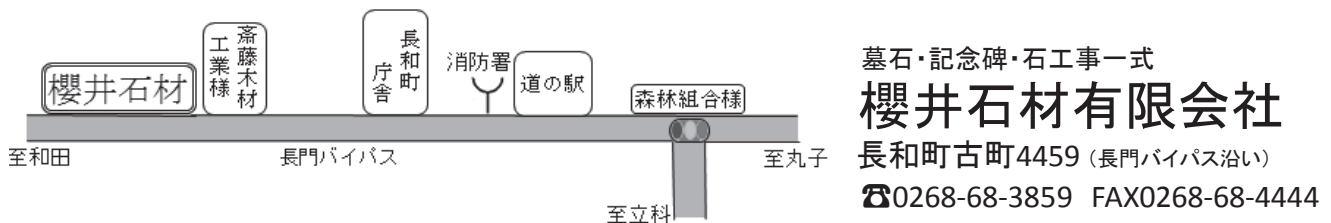
立科町消費者の会で 住民係 啓発活動を行いました



5月16日(月)ツルヤ立科店のご協力をいただき、立科町消費者の会と上田消費生活センターで、「悪徳商法追放キャンペーン」を実施しました。新しい巧妙な手口による消費者トラブルが多発しています。正しい知識を身につけ、被害を未然に防ぎましょう。

お墓Q&A ◇各種ご質問にお答えしますので、お気軽にお問い合わせください。

- Q. 納骨堂がとても湿っぽいのですが、改善方法はありますか？
 A. 改善できます。換気口を取り付けることにより軽減することができます。どうしても納骨堂は底部からの湿気により結露しやすいので、風の流れを作ってあげることが改善方法のひとつです。



立科町では、地域経済の活性化を図るため、民間企業等の広告を有料で掲載しています。《お問合せ先；総務課財政係》